

＜対策のポイント＞

積極的な漁業協力を通じ、入漁先国における日本のプレゼンスを強化し、我が国の漁船の海外漁場における操業を確保します。

＜政策目標＞

海外漁場における我が国の漁船の漁業活動の維持
（海外漁場で操業する海外まき網漁業の漁船数（許可隻数）の維持） 28隻（令和3年度）→28隻（令和7年度）

＜事業の内容＞

1. 水産開発調査事業

23（23）百万円

太平洋島嶼国など水産外交上重要な国において、「水産分野における民間投資促進や産業育成につながる漁業協力」及び「新型コロナウイルス感染拡大により影響を受ける水産物流通（国内流通及び輸出）の改善」を行うために必要な基礎情報収集、個別課題の抽出等を実施する。
2. 水産物持続的利用推進支援事業

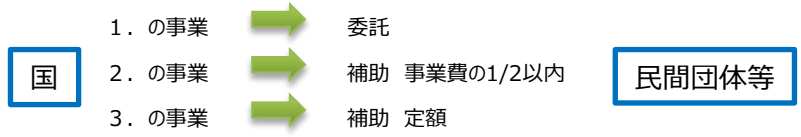
22（22）百万円

太平洋島嶼国など水産外交上重要な国において、「漁村の拠点整備」、「海洋環境保全の取組」、「新型コロナウイルス感染拡大による漁獲物の販売量減少等の影響を受けた漁業コミュニティの代替生計手段確保」など、産業育成やコミュニティの強靱性・福祉向上に資する総合的な取組に対する技術的助言及び協力案件形成の提案を実施する。
3. 海外漁業協力強化推進事業

578（585）百万円

我が国と入漁等の関係がある沿岸国の要請に応え、研修を通じた人材育成、水産業の開発・振興のための技術普及及び水産関連施設の機能の回復等に関する支援等に加え、新たに、水産関連資機材について再生可能エネルギーの導入や省エネ型への交換を実施するとともに、当該資機材の使用方法に関する現地指導を行い、太平洋島嶼国の水産分野におけるカーボンニュートラル支援を実施する。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

